令 和 3 年 度
 津 山 市 農 業 委 員 会
 (4月定例会議事録)

令和3年4月12日(月)14時00分~ 津山市役所 本庁舎2階 大会議室 津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員(14名)

1. 長森 健樹 2. 井家上 淑子 3. 池田 幸正 5. 仁木 紹祐 6. 尾島 宏明 7. 小島 仁太郎 9. 筒塩 清美 11. 岡田 成子 12. 大 塅 毅 13. 吉野 夏己 15. 大山 正志 16. 植本 幸男 17. 竹内 隆一 19. 山下 英男

欠 席 委 員(5名)

4. 堀江 政由 8. 坂本 弘治 10. 寺元 久郎 14. 髙山 一英 18. 太田 裕恭

事 務 局(8名)

 吉田
 局長
 高橋
 次長
 亀澤
 主任
 今井
 主事

 定兼
 主査
 小椋主査
 濃野
 主幹
 松田
 参事

議事

- 議案第 1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について(委員会処分)
- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請承認について(市長処分)
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請承認について(市長処分)
- 議案第 5号 非農地証明願承認について
- 議案第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)
- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 2号 農地改良届出書の受理について
- 報告第 3号 農地転用届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙の通り

 $(14:00\sim)$

事務局長

定刻が参りましたので、令和3年4月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、4番堀江委員、8番坂本委員、10番寺元委員、14番髙山委員、18番太田委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長 森 会 長

みなさま、ご苦労様でございます。津山はそこまでではありませんが、コロナがまた流行りはじめておりますので、体調管理には十分注意してください。また4月に入りましてこれから農作業も本格化すると思いますが、事故の無いように細心の注意を払って、作業に当たっていただきたいと思います。

それでは議事進行を始めます。まず運営委員会からの報告を太田運営委員欠席の ため、井家上会長代理お願いします。

井家上会長代理

先ほど開催されました第1回運営委員会について、本日の定例会についてなど、 事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都 度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指定させてもらいま す。3番池田委員、5番仁木委員、お願いします。

それでは、議案第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行います。事務 局説明お願いします。

事 務 局

議案第1号について説明します。

こちらは、令和元年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄疑惑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことを受け、その年の11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議をし、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認された趣旨に則り行うもので、全国農業会議所及び岡山県農業会議から毎年度1回以上の決議を行うよう依頼があり、決議するものになります。それでは決議文を読み上げさせていただきます。

≪ 決議文、読み上げ ≫

以上です。よろしくお願いいたします。

長 森 会 長

はい、ありがとうございます。みなさん、この申し合わせ決議でございますが、 このとおりでよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手お願いします。

*

≪ 多数、挙手 ≫

長 森 会 長

はい。賛成多数ということで、本案についてはこのとおり決議させていただきます。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明お願いします。

事務局 (津山)

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

7ページ、4-1 についてですが、申請が取下げられておりますので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。7ページ4-1 が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。

それでは、議案第2号の説明をいたします。今回、津山地区から13件、加茂地区から4件、勝北地区から3件、久米地区から2件、合計22件の申請です。議案書のページで申しますと、2ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1 についてですが、高野山西の60歳の男性から、下高倉西の67歳農業兼会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、高野本郷の48歳の女性から、林田の43

歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、高野山西の78歳の男性から、同じく高野山西の64歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、高野山西の64歳の女性から、同じく高野山西の68歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、高野山西の80歳の男性から、同じく高野山西の43歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-6についてですが、高野本郷の80歳の男性から、同じく高野本郷の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-7についてですが、高野本郷の84歳の女性から、林田の43歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-8、1-9についてですが、二宮の71歳の男性及び二宮の72歳の男性から、同じく二宮の47歳農業を志す女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、1-10についてですが、院庄の66歳の男性から、鏡野町の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-11、1-12についてですが、3月の委員会にて経営移譲による所有権移転の申請がありましたが、申請地を追加したいとのことで、今回申請があったものです。

種の83歳の女性及び種の83歳の男性から、岡山市の60歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市ですが、農業拠点が種にあり、申請地までの通作距離は概ね0.5キロと問題はありません。

続きまして、1-13についてですが、高野本郷の72歳の女性から、押入の40歳会社役員の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請13件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局(加茂)

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、大阪市旭区の66歳の男性から、神奈川県秦野市の72歳、農業の男性への増反による所有権移転です。譲受人の住所は神奈川県ですが、加茂町斎野谷の実家に高齢の母親がおり、1年のほとんどを実家で過ごしているということで、農業拠点は実家で、申請地までの通作距離はほとんどなく、問題ないということです。

続きまして、2-2、2-3についてですが、京都市南区の54歳の女性及び加茂町中原の85歳の男性から苫田郡鏡野町の56歳の農業の女性への贈与による所有権移転です。鏡野町にて耕作を行っていると申出を受けており、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されています。鏡野町農業委員会事務局へ問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。

続きまして、2-4についてですが、大阪市淀川区の81歳の女性から加茂町桑原の72歳の男性への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請4件はすべて、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全てみたしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分からの説明は以上です。

事務局 (勝北)

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-2 についてですが、兵庫県姫路市の65 歳の男性から、市場の70 歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-3についてですが、大吉の65歳の男性から、市場の84歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-4についてですが、岡山市の58歳の男性から、下野田の64 歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。

なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、皿の69歳男性から、

宮部下の78歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、5-2についてですが、油木下の71歳女性から、

倉敷市の49歳会社員兼農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

譲受人の住所は倉敷市ですが、農業拠点が油木北にあり、申請地までの通作距離 は概ね1キロと問題はありません。

久米地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第2号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。それでは各地区の担当委員から意見お願いします。

小 島 委 員

7番小島です。 $1 \sim 7$ までありますけど、受人は全てきれいに耕作し、田んぼの手入れもきちんとしています。よろしくお願いいたします。

長 森 会 長

1番長森です。1-8、1-9ですが私が説明させていただきます。先ほど事務局が説明いたしましたとおり、地区担当委員である秋田推進委員と面談を行い、営農意欲があること確認し、問題はありませんのでよろしくお願いします。

池田委員

3番池田です。秋田推進委員より問題ないと聞いております。よろしくお願いします。

長 森 会 長 井家上会長代理

1-11、12について、坂本委員より、問題ないと聞いております。

2番井家上です。先日推進委員さんとともに現地を確認しました。申請地は耕作 放棄されていた土地でしたが受人が耕起され、よくここまでされたなと感心してい るところです。笹等がまだ残っているところがありますが、今年中にはきれいにさ れるとのことですので、問題ないと思います。また受人の所有している土地につい ても地元推進委員より問題なしと報告を受けておりますので問題ないと思います。

山 下 委 員

委

委

員

員

内

島

竹

尾

19番山下です。先ほど事務局が説明したとおり、受人は神奈川県在住ですが、地元が齋野谷であり、齋野谷で頑張っておられる方なので問題ないと思います。

2-2、2-3については、寺元委員より問題ないと聞いております。

17番竹内です。2-4ですが、受人は親子3人で頑張っておられますので、問題ありません。よろしくお願いします。

6番尾島です。4-2、4-3について説明させていただきます。先ほど事務局が申し上げましたとおり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

岡 田 委 員

11番岡田です。4-4ですが事務局の説明のとおり問題ないと思います。

植 本 委 員

16番植本です。太田委員欠席のため、5-2についても併せて説明します。どちらの申請も事務局の説明通り、問題ないと思います。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。

*

ありません。

長 森 会 長

ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手 をお願いします。 *

長 森 会 長

《 多数、举手 》

はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。

続きまして、事務局、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明お願いします。

事務局(津山)

それでは、議案第3号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、阿波地区から1件、久米地区から1件、合計7件の申請です。

議案書のページは9ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明 します。

1-1番・沼の田、574㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、沼にお住まいの52歳会社役員の男性です。転用事業者は申請地近隣で自動車整備業を営んでおりますが、販売自動車の展示敷地が狭く、駐車場の確保が必要になっていることから、申請地を露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は畦、北側は既存擁壁があり、雨水排水については、既存側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・中島の畑、41㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、中島にお住いの83歳農業の女性です。昨年死去した夫の墓を設ける必要があり、隣接地が墓地であり、自宅から近い申請地を墓地とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は既存擁壁があり、南側及び西側は隣地より低く、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・日上の田、801㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は、露天資材製品置場です。転用事業者は、日上にお住いの71歳造園業の男性です。転用事業者は造園業を営んでおりますが、事業拡張に伴い、資材製品置場が不足していることから、施設敷地を拡張するため転用するものです。申請を受け、事務局が現地確認をしたところ、事前着工が見られたため、転用事業者に工事の中止を指導し、現在は工事を中断しています。転用にあたり、境界部分については、東側は隣接地と同じ高さまで造成し、北側に新設でフリュームを設置し、雨水排水については、既設排水路に放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。自井出土地改良区から差し支えない旨の意見書と、転用事業者から顛末書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下田邑の宅地、1,516㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は貸工場で、施設の概要は鉄骨造平屋建て全高10.0m程度の工場2棟です。転用事業者は、鏡野町にお住いの71歳会社員の女性です。転用事業者の亡き夫が、平成元年頃申請地に自動車整備工場を建設し、会社を運営しておりましたが、農地法を理解しておらず、許可を受けていないことが判明したことから、是正を図るため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側及び東側は排水施設が敷設され、南側は道路より低く、雨水排水については、路面に勾配があり排水施設から放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響

を未然に防止する形状であることを確認しています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・大篠の田、476㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は、露天駐車場です。転用事業者は、小原にお住いの41歳会社役員の男性です。転用事業者は運送業を営んでおりますが、事業拡張に伴い車両を増やす計画ですが、隣接の駐車場だけでは不足していることから、施設敷地を拡張するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側は隣接県道と同じ高さまで造成し、西側及び南側は法面を設け、雨水排水については、既存水路に放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高津用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局 (阿波)

続きまして、阿波地区の説明をいたします。

3-1番・阿波の畑、635㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しております。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.5m程度の居宅1棟で建ぺい率は22%です。 転用事業者は、阿波にお住まいの47歳会社員の女性です。現在、母と同居していますが、既存の住宅が平成30年7月豪雨による被害を受けており、今後の安全面及び母の介護を考慮し、申請地に居宅を新築するため転用するものです。なお、転用面積が635㎡と500㎡を超えていますが、法面部分が158.2㎡あり、有効敷地面積は476.8㎡であるため、転用面積については問題ないものと考えます。転用にあたり、境界部分においては、既存の石積みのほか、南側については申請地の方が低くなっており、雨水排水については、排水路及び溜桝を設け、既存水路に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。尾所自治会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

阿波地区分の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・桑下の田、44.43㎡、追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張で、施設の概要は、庭です。転用事業者は、桑下にお住いの74歳農業を営む男性です。ほ場整備の残地を隣接する宅地の一部として利用していたものです。転用にあたり、周囲に擁壁を設置し、雨水排水については、溜桝を通じて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。神子路免池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第3号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。それでは地区担当委員から、ご意見お願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。1-1について説明いたします。申請地ですが、現在野菜を植えられているようではありますが、町内会、水利組合ともに問題ないとのことですので、お願いします。

池 田 委 員長 森 会 長

3番池田です。1-2ですが、秋田推進委員から問題ない旨を聞いております。 1番長森です。1-3について説明します。先ほど事務局から説明がありました とおり、事前着工が見受けられましたが、現在は工事を中断しており、顛末書の提出もあるようです。坂本委員からも指導についても伝わっているとの報告がありましたので、特に問題ないと考えております。

続きまして、1-4田邑の件についてですが、これは追認案件で、すでに出来ており、やむを得ないものかなと思います。指導に従い転用の申請があり、問題ないと思います。

続きまして、1-5大篠の件についてですが、こちらも中井推進委員と確認しましたが特段問題はありませんのでよろしくお願いします。

19番山下です。 3-1 についてですが、長瀧推進委員から問題ないことを聞いておりますので、よろしくお願いします。

16番植本です。太田委員の代わりに説明いたします。これも追認案件ですが、出来上がっており、やむを得ないと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

ありません。

はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛同の方、挙手お願い します。

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数という事で原案通り承認します。

続きまして議案第4号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いた します。事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第4号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転7件、加茂地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の合計10件の申請です。

議案書のページは、11ページから13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・林田の田、2,174㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地9区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、新設する道路側溝から既存水路に接続し対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・高野山西の田、610㎡、所有権移転の件についてです。 農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、 分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転 用が認められている地域です。転用事業者は高野山西に本店を置く資本金の額 2,500万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分につい ては、北側及び西側には既存コンクリート擁壁があり、南側及び東側に法面を設 け、雨水排水については、既存の道路側溝に流入させ対処するなど、土砂流出等周 囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支 えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区 分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野本郷の田、1,601㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.9mから8.2m程度の建売住宅5棟で建ペい率は26%です。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業で

山下委員

植 本 委 員

長 森 会 長

*

長 森 会 長

*

長 森 会 長

事 務 局

す。転用にあたり、境界部分については、西側には既存水路があり、北側及び東側は角フリューム及び側溝を設け、雨水排水については、申請地内に設ける道路の側溝から既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・中島の畑、114㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の概要は、軽量鉄骨造平屋建て全高2.1m程度の物置1棟で、既存建物と合わせた建ペい率は22%です。転用事業者は、中島にお住いの33歳公務員の男性です。現在、隣接地を農地転用し、居宅を建築し生活していますが、申請地を譲り受け、物置を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側は隣接地と同じ高さまで造成し、南側は法面を設け、雨水排水については、直然浸透のほか、北側に水路を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。嵯峨水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・田熊の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.8m程度の居宅1棟及び平屋建て全高3.7m程度のガレージ1棟で、建ペい率は22%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの29歳会社員の男性です。現在、借家住まいですが、父から申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土羽打ちを行い、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田熊地区水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・日上の宅地、4.54㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の概要は、庭です。転用事業者は、日上にお住いの71歳農業の男性です。転用事業者の亡き父が、平成4年頃に家屋を建設する際、宅地の一部に組み込んでしまっていたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、自宅敷地の排水路を経由するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。既存施設の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・日上の田、74㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、岡山市に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は電気工事業です。申請地の近隣に津山支店を設け、業務を行っておりますが、支店の敷地及び隣接で借り受けている駐車場だけでは、保有車両及び従業員通勤車両が収まらなくなっていることから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、隣地と同じ高さまで造成し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。日上町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局 (加茂)

続きまして、加茂地区分を説明させていただきます。

2-1番・加茂町齋野谷の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種農地と判断しています。転用事業者は、一般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建、全高5.0m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は神奈川県にお住まいの72歳の農業の男性です。現在、加茂町齋野谷の実家で母親が1人で居住しており、転用事業者は1年のほとんどを実家に帰り、母親の世話や農業を行っています。また、実家の裏山が崖で崩れる危険があることから、実家に帰り、母親の世話や農業を行うため、新たに住宅を建築するため、申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、申請地の北側は既存排水があり、南側と東側にはブロック壁を設置し、雨水については、勾配を設け、排水路を新設し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は、農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局 (勝北)

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・大吉の田、808 ㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の概要は、露天資材重機置場です。 転用事業者は、大吉にお住まいの65歳の自営業の男性です。現在、隣接地で転用事業者が経営する会社が事業を行っておりますが、事業の拡大により資材重機置場の確保が必要になったことから、申請地を譲り受け、会社に露天資材重機置場として貸し出すため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・宮尾の田、336 ㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高7.8m程度の居宅1棟で、建ペい率は25%です。転用事業者は、京都府にお住いの35歳会社員の男性です。現在、京都府にて生活していますが、子育ての環境や祖母の介護を考え、祖母宅の隣の申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については既存側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮尾町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第4号の説明は以上です。

長 森会 長大 山委 員

1区大山です。 1-1について説明します。推進委員が確認し問題ないとのことでした。以上です。

ありがとうございました。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。

小 島 委 員

7番小島です。推進委員と二人で確認してきましたが、1-2、1-3はどちらも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

池 田 委 員 井家上会長代理

会

長

森

長

山 下 委 員

尾 島 委 員

長 森 会 長

*

長 森 会 長

*

長 森 会 長

事 務 局

長 森 会 長 小 島 委 員

井家上会長代理

仁 木 委 員

長 森 会 長

3番池田です。地元委員と相談しております。よろしくお願いします。

2番井家上です。1-5 についてですが、推進委員と現地確認してまいりました。1種農地ですが、他の土地でいいところがなく、隣も家が何軒も建っているようで、集落に接続していますし、問題ないと思います。よろしくお願いします。

1番長森です。1-6、1-7について説明いたします。1-6ですが事務局の説明のとおり追認案件ではございますが、指導のとおりやっておりますし、坂本委員からもやむを得ないと聞いておりますので、よろしくお願いします。続きまして1-7ですが、事務局の説明のとおり特に問題ないと坂本委員から聞いておりますのでよろしくお願いします。

19番山下です。2-1ですが、事務局の説明のとおり、現在の住宅がつぶれそうになっておりますし、進入路も狭いところなので、致し方ないと思います。よろしくお願いします。

6番尾島です。4-1について説明します。先ほど事務局が説明したとおりです。問題ありませんのでよろしくお願いします。

12番大塔です。5-1について、1種農地となりますが、事務局が説明したとおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

はい、ありがとうございました。事務局並びに地区担当委員の意見はお聞きのとおりでございます。何か皆さんご質問等、ありませんか。

ありません。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

《 多数、举手 》

はい、賛成多数という事で原案通り承認とします。

続いて議案第5号非農地証明願承認についてですが、事務局より議案の訂正がありますのでよろしくお願いします。

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。

また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただき たいと思います。

誤植箇所ですが、議案第5号非農地証明願承認についての15ページ、番号1-8番につきまして、面積の記載に誤りがありました。面積欄に「132.00」と記載しておりますが、正しくは「61.00」となりますので、「61.00」と訂正し、これに伴い、合計面積についても「223.00」と記載しておりますが、正しくは「152.00」となりますので、「152.00」と言正していただきますようお願いいたします。

以上、お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

はい、ありがとうございました。それでは筆頭者の担当委員、説明願います。

7番小島です。1-1ですが、家の南側に車庫を建てたときに、申請地を進入路にしてしまったということのようです。よろしくお願いします。

1-2については、墓地への行きがけのところで、荒れてしまっています。よろしくお願いします。

2番井家上です。1-3ですが、昭和48年頃に畑に道路ができたそうで、法面だけが残りまして、耕作は不能と言わざるを得ません。推進委員からも現地確認し、問題ないとの連絡を受けております。よろしくお願いします。

5番仁木です。1-4、1-5続けて説明します。1-4、1-5ですが、続き番の土地になっており、申請人お二人のご実家となっております。60年ほど前は水路のない田んぼで、竹を割って水を通していたそうですが、50年くらい前には農地としては利用されずに車庫などが建っていたそうです。致し方ないと思いますのでよろしくお願いします。

1番長森です。1-6についてですが、申請地は宅地になってしまっているということで、やむを得ないと思います。

1-7ですが、裏の庭の一部分が農地として残っていたようです。やむを得ない

と思います。

また、1-8ですが、宅地を造成した際に一部、農地にはみ出してしまったようで、その部分の分筆が完了したということで今回申請してこられました。よろしくお願いします。

山 下 委 員

19番山下です。3-1ですが、田んぼの法面のようなところで、農地として使えるところではなく、推進委員からもそのように聞いています。よろしくお願いします。

尾 島 委 員

6番尾島です。4-1ですが、亡くなられたご主人が家を建てたときに、宅地に取り込んでしまったそうです。やむを得ないと思います。

4-2については、申請人が申請地について調べていたところ、田んぼの上に建ててしまっていたことが判明し、申請してこられました。亡くなったお母さまが建てられたようです。致し方ないと思いますのでよろしくお願いします。

4-3については、先代のお父様が昭和55年頃に倉庫を建てたそうで、やむを得ないと思いますのでよろしくお願いします。

岡田委員

11番岡田です。4-4ですが、平成22年頃に駐車場として埋め立てたようで、現地に行きましたが、砕石を入れて、駐車場として使われていました。致し方ないと思いますのでよろしくお願いします。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。ただ今、筆頭者の委員の皆様に説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。

ありません。

ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手お願いします。

長 森 会 長

《 多数、挙手 》

* 長 森 会 長

賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。

続きまして、議案第6号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明お願いします。

小 島 委 員

7番小島です。1-1ですが、先月3月15日、会長、会長代理、事務局と現場を見に行きました。写真のとおり荒れておりますので、よろしくお願いします。

山 下 委 員

19番山下です。3月15日に会長、会長代理、事務局と現地を確認しました。写真のとおり荒れておりますのでよろしくお願いします。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何か ご意見ございますか。

*

ありません。

長 森 会 長

ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第7号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明を お願いします。

事 務 局

議案第7号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。

議案書のページは、18ページから36ページです。18ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区45件、加茂地区5件、阿波地区20件、勝北地区19件、久米地区7件の合計96件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第7号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございま す。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。

ありません。

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 《 多数、挙手 》 長 森 会 長

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第8号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の 取得)について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第8号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)、を説明いたします。

議案書のページは、37ページから40ページです。37ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区5件、勝北地区2件、久米地区2件の合計9件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第8号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りで ございます。何かご質問等、ございませんか。

*

ありません。

長 森 会 長 * ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 《 多数、挙手 》

長 森 会 長

賛成多数ということで、議案通り承認されました。

続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号について説明します。議案書のページは41ページから53ページです。

今回は、相続によるものが18件123筆となっております。

また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第1号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、報告第2号農地改良届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、報告第2号の説明をいたします。

議案書のページで申しますと、54ページです。

今回は、1件です。

1-1につきまして、日上の田、400㎡について、畑として利用するため改良するものです。

報告第2号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、報告第19号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、報告第3号の説明をいたします。

議案書のページで申しますと、55ページです。

今回は、2件です。

ありません。

1-1につきましては、押入の田、2,150㎡のうち70㎡に農機具庫を設けるというものです。

2-1 につきましては、加茂町成安の畑、1,849㎡のうち10.23㎡にプロパンガス庫を設けるというものです。

報告第3号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここ で終わりましたが委員のみなさまから特段、何かございますか。

*

会

長

ないようですので事務局から次回の開催について説明します。

事 務 局

森

長

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、5月の定例委員会ですが、令和3年5月10日月曜日午後2時より、市役 所本庁舎2階202会議室で行います。

繰り返し申し上げます。

次回、5月の定例委員会ですが、令和3年5月10日月曜日午後2時より、市役 所本庁舎2階202会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、ご利用いただきたいと存じます。

事務局からの連絡は、以上でございます。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会	長	長 森	健 樹
---	---	-----	-----

署	名	委	員						